平成29年度 東京都職員財形貯蓄 新規募集・積立額変更のお知らせ

募集期間5月22日(月)~6月2日(金)積立開始・積立額の変更は平成29年9月給与から

●今回の募集等の内容

- 1 一般財形貯蓄・財形住宅貯蓄及び財形年金貯蓄の新規募集を行います。
- 2 すでに、一般財形貯蓄等を積立てている者で、積立額の変更を希望する者について、積立額の変更を行います。

●申込方法

・新規契約

所定の「**財形申込書兼印鑑届**」に必要事項を記入し、所属の担当者に提出してください。

・積立額の変更

所定の「財形変更届(A)」に必要事項を記入し、所属の担当者に提出してください。

なお、昭和63年1月に郵便局(当時)の財形年金へ引継契約を行った者は積立額の変更ができません。

※積立額の変更は、年1回の募集時に限られていますので、積立額は慎重に決めてください。

- ●積立方法等 裏面を参照してください。
- ●制度の概要 中面を参照してください。
- ●取扱金融機関 中面を参照してください。
 - ※金融機関名称が下記の通り変更されています。新規申込をする際は、新金融機関コードをご記入ください。積立額を変更する際は、旧金融機関コードをご記入ください。

名称変更金融機関一覧

名称	金融機関	リコード	(杂类・四分粉)
名	新 (新規申込)	旧(積立額変更)	(参考:旧名称)
7 . 12) 7 / 140 17 140 1	0001	0003	富士銀行
みずほ銀行(期日指定定期預金)	0001	0001	第一勧業銀行
みずほ銀行 (スーパー定期預金)	0396	0396	日本興業銀行
	0005	0005	東京三菱銀行
三菱東京UFJ銀行	0005	0008	UFJ銀行
lo 2 > MI	0006	0006	あさひ銀行
りそな銀行	0010	0010	大和銀行
- 11. D. L. P. = 4 NP C	0004	0294	住友信託銀行
三井住友信託銀行	0294	0291	中央三井信託銀行
ジブラルタ生命保険(旧 AIGエジソン生命)	9922	9922	AIGエジソン生命保険
28 2 2 2 1 A HIBA (TA) 111 (TO 28 22 11 A)	(don't had been to be a	9826	エイアイジー・スター生命保険
ジブラルタ生命保険(除く、旧 AIGエジソン生命)	(新規申込なし)	9836	ジブラルタ生命保険
	0057	9871	損害保険ジャパン
損害保険ジャパン日本興亜	9871	9868	日本興亜損害保険

●取扱金融機関連絡先一覧表 (一般財形・財形住宅・財形年金共通)

商品についてのお問い合わせは、それぞれの取扱金融機関の担当まで。

平成29年6月現在

総幹事 みずほ銀行

貯蓄の 種 類	取扱金融機関名	店名・担当課	電話	金融機関コード
	みずほ銀行(旧富士)※1	公務部 公務第二課 財形担当	3216 – 1816	0001
	みずほ銀行(旧第一勧銀)	財形オフィス (財形社員預金課)	6418 - 7726	0001
	三菱東京UFJ銀行(旧東京三菱)	財形センター	3411 - 4230	0005
	りそな銀行 ※2	東京営業部 東京営業第九部 (財形)	6704 – 1111	0006
期日	三井住友銀行	本店営業部 お客様サービス一課 財形担当	3282 – 1111	0009
指定期	三菱東京UFJ銀行(旧UFJ) ※ 3	虎ノ門中央支店 お客様サービス課 財形担当	3591 - 3331	0005
預金	横浜銀行	東京支店 営業課 財形担当	3272 - 4171	0138
	千葉銀行	東京営業部 財形担当	3270 - 8351	0134
	東京都民銀行	本店営業部 お客さま営業課 財形担当	3582 - 8271	0137
	中央労働金庫	業務集中第3センター(集中型財形部門) 都区担当	045 - 476 - 7611	2963
	東京都職員信用組合	お客様サービス課	3349 - 1401	2276
スーパー 定期預金	みずほ銀行(旧興銀)※4	財形オフィス(プラス課)	6418 - 7572	0396
財形定期 預 金	新生銀行	財形事務センター	0120 - 511 - 025	0397
	みずほ信託銀行	財形オフィス	5774 – 3515	0289
金銭	りそな銀行 ※2	東京営業部 東京営業第九部 (財形)	6704 – 1111	0010
信 託	三菱UFJ信託銀行	財形事務センター	0120 - 311 - 288	0288
	三井住友信託銀行※5 (旧住友信託、旧中央三井信託)	ライフアドバイザリー部	0120 - 005 - 147	0294

- ※1 旧富士銀行での既加入分の積立額を変更する場合は、金融機関コード「0003」を記入して下さい。
- ※2 りそな銀行(期日指定定期預金)での新規申込みおよび積立額を変更する場合は、金融機関コード「0006」 を記入し、りそな銀行(金銭信託)での新規申込みおよび積立額を変更する場合は、金融機関コード「0010」 を記入して下さい。
- ※3 旧UFJ銀行での既加入分の積立額を変更する場合は、金融機関コード「0008」を記入して下さい。
- ※4 旧日本興業銀行での既加入分の積立額変更、みずは銀行(スーパー定期預金)での新規申込みをする場合は、金融機関コード「0396」を記入して下さい。
- ※5 新規申込みの場合および旧住友信託銀行での既加入分の積立額を変更する場合は、金融機関コード「0294」 を記入して下さい。旧中央三井信託銀行での既加入分の積立額を変更する場合は、金融機関コード「0291」 を記入して下さい。

貯蓄の 種 類	取扱金融機関名	店名・担当課	電話	金融機関コード
	野村證券 ※6	野村ビジネスサービス㈱財形事務センター	0120 - 148 - 604	9520
公社債 投 資	SMBC日興証券 ※6	制度商品業務部	0120 - 250 - 221	9521
信託	大和証券 ※6	大和証券ビジネスセンター 制度事務部財形事務グループ	5633 - 6788	9523
	みずほ証券 ※ 6	みずほ証券ビジネスサービス 事務代行三部制度商品課	5677 – 3680	9524
定額 貯金	ゆうちょ銀行	本店窓口サービス部 財形担当	3284 - 9617	9900
	アクサ生命保険	企業契約管理部 団体契約管理グループ	6737 – 6770	9821
	第一生命保険	財形課	0120 - 998 - 665	9829
	住友生命保険	収納サービス室	0120 - 307 - 506	9839
·	明治安田生命保険	公法人第二部	3560 - 5889	9837
,	ジブラルタ生命保険 (旧AIGエジソン)	企業保険サービスチーム 財形保険担当	0120 - 981 - 088	9922
生命保険	朝日生命保険	企業保険部(財形保険)	0120 - 330 - 323	9835
	日本生命保険	東京職域サービスセンター	0120 - 981 - 535	9820
	三井生命保険	年金共済・財形管理担当	04 - 7162 - 3246	9838
,	ジブラルタ生命保険※6 (旧エイアイジー・スター)	企業保険サービスチーム 財形保険担当	0120 - 160 - 427	9826
	ジブラルタ生命保険※6	収納サービスチーム 団体収納担当	0120 - 37 - 2269	9836
	富国生命保険 ※6	法人サービス部 財形担当	0476 - 47 - 5207	9834
	損害保険ジャパン日本興亜 (旧損害保険ジャパン)	東京公務開発部 東京公務課	3349 - 5415	9871
	東京海上日動火災保険	公務第一部 東京公務課	3515 – 4126	9862
損害	三井住友海上火災保険	公務部 東京公務室	3259 - 7593	9855
保険	あいおいニッセイ同和損害保険	公務部 営業第二課	6734 – 9985	9859
-	損害保険ジャパン日本興亜 (旧日本興亜損害保険)※6	東京公務開発部 東京公務課	3349 – 5415	9868
	富士火災海上保険 ※ 6	東京法人営業二部四課	6864 – 7033	9870

^{※6} 野村證券、SMBC日興証券、大和証券、みずほ証券、ジブラルタ生命保険(除く、旧AIGエジソン生命保険)、富国生命保険、旧日本興亜損害保険、富士火災海上保険は、積立額変更のみの取扱いとなり、新規募集は行いません。

●財形制度の概要

 ● 時花住取得、増改築のための資金づくりに目的を限定した貯蓄 ● 表 ・ ただし、ゆうち・銀行は、元金550万円までも非実践後かとなる。 をあわせて払込保険料550万円 (財子住民が持事) 550万円までの利子等 しいる者) 由 5年表帯でも住む取得のための払出しは可能。 (払出方法は下記の通り) ● 5年大帯でも住宅取得のための払出しは可能。 (払出方法は下記の通り) ● 2年を取得目的以外の払出 ※利子等に5年間遇って30315%課税される。(生命保険・損害保験の場 ※ をお、保事即の含取額とがことを到記する。ただ の3155%課程される。(非職的中午を超さ、3年のかか20315%課程。 をお、存む即のよりをくてもよい。 ● 2年を超過を受けなくてもよい。 (あわせて3契約まで)。それぞれの契約について、取扱金融機関が同じ をは、保育取得目的以外の払出 ※お子等に5年間遇って30315%課程される。(生命保険・損害保験の場 ※ をは、保証の申告枠超過 をお、在のはない。) ● 3年を規入る検査中 をお、在のはない。) ● 3年を規入る検査のはない。) ◆ 4年の限を14年を超過に対して30315%課程。 は発立するではない。) ◆ 4年の限を14年を超過にないる。 は発立するではない。) ◆ 5年を規入る。(非職的中午を超過に対して30315%課程。) ◆ 5年を期間が2年を超入たは2年を超入たる。 ※無外動態による中間の場をはては、消息機能がたる。 ※無外動態による中間の場をはては、消息機能がたる。 ※無外動態による中間の場をはすな、対別機能を2をはる15025を3 を30315%課に着ちまで、別途中音等を提出することで、非環税のまままままままままままままままままままままままままままままままままままま			野 形 缶 発 糖	財 形 年 会 野 糠
 税 関 係 (利子等一律20315%分権課税) 人 対 象 者 (本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		●使途目的に制約のない貯蓄	増改築のための資金づく	(満60歳以降)
入 対 集 者	務國	●利子等一律20.315%分雌課税	●財形住宅、財形年金あわせて元本(元利合計)550万円までの ・ただし、ゆうちょ銀行は、元金50万円までが非課税扱いと をあわせて払込保険料550万円(財形年金は払込保険料385)	利子等が非課税扱いとなる。 なる。また、生命保険と損害保険の場合は、財形住宅と財形年金 5円)までが非課税扱いとなる。
 ○3年東流の一部払出・解約は可能 ○5年東末満でも住宅取得のための払出しは可能。 ○5年東海でも住宅取得のための払出しは可能。 ○4 出方法は下配の通り) ○ 4 出方法は下配の通り) ○ 4 出資的を定めるという。 ○ 4 出資的を定めるとの関わるとも可能する。ただの事故を確しない。 ○ 4 上宅取得からの関わるとも可能する。ただの事故を使してもよい。 ○ 4 上宅取得からの関わるととも回まする。ただの事故を表していて、取扱金融機関が同じを達しるといて、取扱金融機関が同じを達しるが、のかめの315%報数とはる。(生命限度、指客保険の場合は、解約年の会取金組を構造したがかのかめ20315%課題。 ○ 4 生命取るできまれる。(非理取申を申を選出していて、取扱金融機関が同じませたのではない。) ○ 5 年を超ると時はではない。 ○ 5 年を超ると時はで解析地となる。 ○ 5 年を超ると時はで解析地となる。 ○ 5 年を報えた時には、背談的手を問るとなるとは、非認数のまた。(非認対象による。) ○ 5 年を報えたはない。) ○ 5 年を報えたはない。) ○ 5 年を報えたは、第26年度からなる。 ○ 5 年を報えたは、第26年度がまた。(非認的事を表現してる。) ○ 5 年 年 年 を報えまで、第26年度を考えたは、第26年度を表えたは、第26年度を考えたは、第26年度を表えたは、第26年度を考えた。(非認的事を表現してる。) ○ 5 年 年 年 年 日 の 2 年 日 1 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年	大 終	再任用職員、再雇用職員、一般職非常勤職員及び 提出している者)	等別職非常勤職員(旧專務的)(ただし、財形住宅及び財形年金1	ま、申込み時年齢55歳未満で、所属に「給与所得者の扶養控除等
●契約時に、住宅取得費用の設備は、財形収金融機関・住宅 の		ი ∙	5 .	で積み立てるこ
 約 数 (一人) ●一般財形、財形住宅、財形年金についてそれぞれ1契約まで (あわせて3契約まで)。それぞれの契約について、取扱金融機関が同じ (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	6			
●住宅取得目的以外の払出 ※利子等に5年間遡って20.315%職税される。(生命保険・損害保険の場 ※ (本)	*	一部 日本 子子		等)がある場合があるので、必ず事前に金融機関に確認すること。 が問じ 7 本 ヘ ア 8 7 1 昇 な っ ア 4 羊 1 カ ラ か い
	で 20.	一般の方、カガ江も、なが十世にファスとの人がおいた。		 ●年金以外の払出し ※利子等に5年間遡って20.315%課税されるとともに、解約扱いとなり、年金として受取ることができなくなる。(生命保険・損害保険の場合は、解約時の受取額と払込票計額の差額に対して一時所得課稅) ●非課稅申告枠超過 ※非報充申告枠超過 ※非報充申節 ※非報表申告枠超過 ※非稅を以る。(非課稅申告枠を超えた時点から発生する利子等に20.315%課稅される。(非課稅申告枠を超過した部分のみが20.315%課稅されるのではない。) ※本外勤務による中断の場合はて年、背児休業等による中断の場合は子が3歳に達するまで、別途申告書を提出することで、非課稅申告者での場合は子が3歳に達するまで、別途申告書を提出することで、非課稅のまま事が3歳に達するまで、別途申告書を提出することで、非課稅のままか3歳に達するまで、別途申告書を提出することで、非課稅のまま事が3歳に達するまで、別途申告書を提出することで、非課稅のまま申略が可能。

※財形住宅・財形年金は、使途目的を限定した貯蓄なので、目的に反した一部払出はできません。(解約の扱いとなる。) ※財形住宅の住宅としての要件 ●住宅の新築・購入・買替・増改築(75万円を超えるもの)が対象となり、75万円を超えない増改築及び土地のみの購入は対象とならない。 ●中古住宅の場合、耐火構造は築後25年以内、非耐火構造は築後20年以内。ただし、平成17年4月1日以降に取得した中古住宅で、一定の耐震基準を満たす場合は築後年数制限なし。 ●住宅の床面積は、50㎡以上。(特改築の場合も同様。) ●住宅の床面積は、50㎡以上。(特改築の場合も同様。)

※財形住宅のための払出

①一部払出による場合

●一部払出は、残高の10分の9以下。(正專契約書の写し又は売買契約書の写し等を添付する。) ●残高は、一部払出の日から2年以内、又は住宅を取得した日から1年以内のいずれか早い日までに払い出すこと。(建物の全部事項証明書の写しと住民票の写しを添付する。) ②全額払出による場合

●住宅を取得した日から1年以内に金額払い出すこと。(工事契約書の写し又は売買契約書の写し・建物の全部事項証明書の写し・住民票の写しを添付する。)・①と②の払出期限を超えた払出は、「住宅取得目的以外の払出」となり、税制上のペナルティがある。

●積立方法

- ・次のいずれかの方法から1つ選択します。
- (1) 毎月の給与(年間12回)
- (2) 毎月の給与並びに6月又は12月の期末手当及び勤勉手当(年間13回)
- (3) 毎月の給与、6月・12月の期末手当及び勤勉手当(年間14回)
- (4) 6月・12月の期末手当及び勤勉手当 (年間2回)
- (5) 6月又は12月の期末手当及び勤勉手当(年間1回)
- ※ただし、ゆうちょ銀行の場合は、6月、12月の期末手当及び勤勉手当のうち一方だけの積立てはできません。また、6月、12月とも同額の積立てに限ります。

●積立額の単位

・1回の控除積立額は、1,000円以上で、1,000円の整数倍です。

●積立金の払出し等

- ・財形住宅と財形年金は、使途目的を限定した貯蓄ですので、目的に反した一部払出 はできません。(解約の扱いとなります。)
- ・一般財形の全部又は一部を払い出すときは、原則として「財形払出請求書」を所属 の担当者へ提出してください。払出金は、取扱金融機関が適正な請求書を受理した 日から10営業日以内に本人名義の預金口座に振り込まれます。また、職員が「財形 払出請求書」を取扱金融機関の指定する方法により払い出すことができます。

(取扱金融機関によっては、窓口での払い出しの取扱いを行えない場合がありますので、必ず事前に取扱金融機関に確認してください。また、窓口で運転免許証等の本人確認書類を提示してください。)

- ※定額貯金の場合は、「貯金払戻証書」が本人宛送付され、「貯金証書保管証」(加入後、本人宛送付される)とあわせてゆうちょ銀行の窓口に持参して払い出す方法のほか、ゆうちょ銀行本人名義の通常貯金口座に振り込む方法があります。
- ・一般財形、財形住宅又は財形年金を解約するときは、「財形払出請求書」を所属の担当者へ提出してください。
- ・積立を中断するときは、「財形変更届(A)」を所属の担当者へ提出してください。
- ・次の事項が生じたときは、すみやかに「財形変更届(B)」を所属の担当者へ提出してください。
 - (1) 住所または氏名の変更
 - (2) 届出印の変更
 - (3) 非課税限度額の変更
 - (4) 個人番号の変更

お届出印は大切に!

財形を申し込んださいに押した印鑑は、財形の届出印となり、今後、各種の変更届、払出請求、解約等をする場合に使用しなければならない大切なものです。

紛失しないように十分注意してください。